学校いじめ防止基本方針（令和７年 10 月改定）

四国中央市立川之江南中学校

はじめに

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、学校だけでなく、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

川之江南中学校いじめ防止基本方針は、生徒をいじめの加害者にも被害者にもさせないという目的の下、学校・家庭・地域住民・その他の関係機関が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むための対策を効果的に推進するために策定するものである。

１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1)　いじめの防止等の対策に関する基本理念

◎　いじめの加害者、被害者を出さないための未然防止に最善を尽くす。

◎　いじめを受けた生徒のケアに最善を尽くす。

◎　早期に発見して、正確な事実確認を行い、早期解決を図る。

(2)　いじめの禁止

生徒等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法　第４条）

(3)　いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法　第２条）

(4)　いじめの態様

ア　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ　仲間はずれ、集団による無視をされる

ウ　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

エ　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

オ　金品をたかられる

カ　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

キ　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

ク　ネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

(5)　いじめ問題の理解

ア　いじめを捉える視点

・　一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為である 。

・　当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じている。

・　いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることにより、いじめられる生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

イ いじめの構造

・　いじめは意識的かつ集合的に行われることにより、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれる。

・　いじめは、『いじめる側』と『いじめられる側』という二者関係だけで成立しているのではなく「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている『傍観者』の存在によって成り立つ。

ウ いじめる心理

・　不安や葛藤、劣等感、欲求不満などいじめる側の心理を読みとる。

２　いじめ未然防止等のための対策

(1)　学級経営の充実

ア　学級担任教師の基本的な姿勢として、日常の会話や物事のとらえ方を通じて、いじめが人間として絶対に許されないことを徹底する。

イ　道徳・学級活動などでいじめにかかわる問題を取り上げ、なぜ許されないのかを考えさせる。

ウ　学級目標検討の際に、互いに認め支えあう人間関係、人権や互いの信頼を大切にする学級づくりについて深く話し合い目標の柱とする。

エ　どのような問題や悩みについても学級担任や級友に話し、相談できる体制を整える。

オ　保護者に学級通信や懇談会等を利用して学級や子どもの状況を伝え、課題の共有により一体になって指導に当たる体制を整える。

(2)　人権・同和教育の充実

ア　人権が尊重される人間関係をつくるために、互いのよさや可能性を認め合える仲間づくりを行う。

イ　人権が尊重される環境をつくるために、安心して過ごせる学校・教室環境を整備する。

ウ　日常生活すべての場面において、相手の立場に立って感じ、考え行動できる生徒を育成する。

(3)　道徳教育の充実

ア　すべての生徒にいじめを行うことは間違っていると理解させる。

イ　他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することもいじめに加担しているのと同じであることを理解させる。

ウ　いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動を支援する。

(4)　体験活動の充実

ア　心の通う対人交流の素地を養う。

イ　小集団学習などによる学び合いの充実に努め、人間関係づくりの習得に努める。

(5)　生徒の主体的な活動

ア　生徒会活動の充実を図り、仲間意識に支えられた集団づくりを行う。

イ　生徒の自発的な委員会活動の充実を図る。

ウ　「人権を考える会」（生徒の自主的な会）による、いじめ・差別の解消に向けた発信活動を推進する。

(6)　分かる授業づくり

ア　基本的な学習習慣を確立し、基礎学力の定着を図る。

イ　小集団学習や学び合い学習の充実を図り、認め合い支え合える集団づくりをめざす。

ウ　一人一人に応じた個別学習の充実を図る。

(7)　特別活動の充実

ア　自分の役割に責任をもち、集団に貢献できる生徒を育てる。

イ　学校行事などを通して、生徒相互及び生徒と教職員の温かい人間関係を築く。

(8)　相談体制の整備

ア　生徒、保護者が教職員に相談を行いやすい体制を整備する。

イ　生徒、保護者、教職員の信頼関係を構築する。

ウ　ハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し教育相談を充実させる。

(9)　インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

ア　インターネットを通じて行われるいじめを防止するためには、生徒に対する情報モラル教育が重要である。外部講師による講演だけでなく、常態的かつ継続的に学級担任等を通じて指導を行う。

イ　SNS のトラブルは、日常生活における関係性と地続きの中で生じるものであるため、個々の教職員も継続的に指導をおこなう必要がある。そのため、教職員に対す情報モラル教育を継続的に実施する。

ウ　SNS のトラブルは学校外で生じることも多いため、たより等を使っての情報や資料の提供、情報モラル教室への参加を促すなど、保護者への啓発を行う。

エ　本市の進めている「デジタル・シティズンシップ教育」の取組を進める。

オ　インターネットを通じてのいじめが発生した場合は、関係機関と連携して生徒や保護者を支援する。

(10)　発達障がい等への共通理解

ア　各発達障がいの定義を共通理解する。

イ　特別支援教育コーディネーターを中心に、個別の支援計画等を活用して、生徒一人一人の実態を的確に把握し、特性を理解し特性に応じた適切な支援を行う。

(11)　校内研修の充実

ア　計画的な校内研修を実施する。

イ　調査結果や事例研究をもとに、実践的な研修を行い、いじめ問題への組織的な対応につなげる。

ウ　いじめの初期対応や重大事態認知後の対応、法令等への理解を深める。

(12)　学校相互間の連携協力体制の整備

ア　学校間でいじめが発生した場合は、学校同士が連携を取り合って適切な対応ができる体制を整える。

イ　生徒指導主事が窓口となって小中高の連携を図り、生徒に関する情報交換を密にする。

３　いじめの未然防止等のための組織の設置

(1)　名　称　「いじめ防止校内対策委員会」

(2)　構成員　校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、生徒支援担当教員、人権・同和教育主任、必要に応じて、養護教諭、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカー等で構成

(3)　活動内容

ア　早期発見のための研修

(ア) 子どもの行動を注視する。

○「生徒の活動の場所には教師がつく」ことを原則とし、死角を作らないようにする。

(イ)　子どもの実態を把握する

○定期的な調査、生活アンケートを実施する。

○教育相談の充実を図り、全校生徒に対し、計画的な相談活動を実施する。

○生活ノートを活用する。

イ　アンケート等の調査を工夫する。

(ア)「生活アンケート」を生徒対象に、定期的に行う。

(イ)　アンケートを受けての教育相談をテスト中に定期的に実施し、全生徒と相談活動を行う。

ウ　相談活動を充実させる。

（ア）　ハートなんでも相談員を活用する。

（イ）　スクールソーシャルワーカーを活用する。

（ウ）　生徒の様子を注視し、変化のある生徒には適宜相談活動を行う。

エ　保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底等）を図る。

オ　地域及び関係機関との連携を密にする。

カ　いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定する。

キ　学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善を図る。

(4)　年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
１学期（夏休み）	・いじめ防止校内対策委員会(方針･計画等) ・職員研修会（いじめ防止基本方針の確認） ・学年会 ・生活アンケートの考察	・学級・学年づくり ・ＰＴＡ役員会、ＰＴＡ総会での保護者啓発 ・年間計画 ・人権を考える会 ・ふれあい集会	・生活ノート ・教育相談 ・生徒観察 ・教職員情報交換 ・生活アンケート
２学期（冬休み）	・いじめ防止校内対策委員会（２学期の計画） ・職員研修会（事例研修等） ・学年会 ・生活アンケートの考察	・行事を通した人間関係づくり（体育祭･修学旅行･文化祭） ・授業公開（生徒指導の観点） ・人権を考える会 ・ふれあい集会	・生活ノート ・教育相談 ・生徒観察 ・教職員情報交換 ・生活アンケート
３学期	・いじめ防止校内対策委員会（１年間の反省） ・職員研修会（１年間の取組の反省） ・学年会 ・アンケート調査の考察	・行事を通した人間関係づくり（卒業式等） ・人権を考える会 ・ふれあい集会	・生活ノート ・教育相談 ・生徒観察 ・教職員情報交換 ・生活アンケート

(5)　生活アンケートの実施・考察

ア　定期的に生活アンケートを実施し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組む。

４　いじめが発生した場合の組織の設置

(1)　名　称　「いじめ問題対策委員会」

(2)　構成員　校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、生徒支援担当教員、人権・同和教育主任、必要に応じて、養護教諭、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカー、ＰＴＡ会長、学校評議員、その他の関係者等で構成

(3)　活動内容

いじめの事実を感じたり、確認したりした場合は、校長は「いじめ問題対策委員会」を招集し、以下のような対応を取る。

ア　いじめの事実確認・情報共有

いつ、どこで、だれが、何を、どのように　等を明確に示す

イ　いじめを受けた生徒又はその保護者に対する必要な情報提供、支援

ウ　いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

エ　教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ　安全措置（緊急避難等が必要な場合）

必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。

カ　懲戒

いじめを行った生徒に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際には感情的にならず、教育的配慮の下、生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ　出席停止

被害生徒の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切に手続きができるようにする。

ク　犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

ケ　生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

５　重大事態への対処

【重大事態とは】

・　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企画した場合等 ）

・　いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に着手する。）

※　生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(1)　調査組織　「いじめ問題調査委員会(仮称)」を開く。

(2)　対応

・　質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

・　必要に応じて外部機関と連携する。

(3)　報告

・　市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する

(4)　調査協力

・　「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5)　調査結果の提供

・　いじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。

・　事案に応じて、保護者説明会を開催する。

６　学校評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

７　ホームページでの公開について

・　学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。

８　平時からのいじめ重大事態対応への備え

（1）　いじめの初期対応のフローチャート

９　資料

(1)　チェック表

ア　生活アンケート

生活アンケート

●名前は無理に書かなくても構いませんが、書いても構わないと思う場合は、書いてください。

年　　組　　番　氏名（　　）

３学期になってからの学校生活を振り返り、下記の項目についてあなた自身のことをしっかりと書いてください。

１　努力したこと、頑張ったことは何ですか？

２　成長したなと思うことは何ですか？

３　あなたの周囲に頑張っている人、すてきな行いをしている人はいませんか？いれば誰がどんなことをしているか具体的に書いて下さい。（学級内で・・部活動で・・など）

４　つらいことや困っていること、悩んでいることはありますか？あれば具体的に書いて下さい。

５　あなたの周りに、つらい思いをしている人はいませんか？いたら、どのようなことでつらい思いをしているか具体的に書いて下さい。

６　学校生活の中で気になることがあれば自由に書いて下さい。

イ　いじめ発見チェックリスト

いじめ早期発見のためのチェックリスト【教師用】

場面	生徒を観るポイント	生徒氏名
(1) 登校から朝の会	1 遅刻・欠席・早退などが増えた。 2 朝の健康観察の返事に元気がない。 3 表情が暗い。	
(2) 授業中	4 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。 5 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。 6 授業での発言を冷やかされたり、笑われたりする。 7 グループにするとき、机を離されたり避けられたりする。	
(3) 休み時間	8 休み時間に一人で過ごすことが増えた。 9 特定の相手に必要以上に気を遣う。 10 友人が変わった。	
(4) 昼食時間 清掃時間	11 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる 12 重い物や汚れた物を持たされることが多い。 13 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。	
(5) 帰りの会から下校	14 責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。 15 帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしない。	
(6) 部活動	16 練習の準備や片付けを一人でしていることが多い。 17 急に部活動をやめたいと言い出す。	
(7) 学校生活全般	18 グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。 19 本意でない委員や係にむりやり選出される。 20 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。 21 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。 22 持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。	